

笠間市告示第 1 6 2 号

平成 2 1 年第 2 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 2 1 年 5 月 2 2 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 平成 2 1 年 5 月 2 9 日 (金)

2 場 所 笠間市議会議場

平成21年第2回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
5月29日	金	本 会 議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 （質疑・討論・採決 議案の一部）
5月30日	土	休 会	
5月31日	日	休 会	
6月1日	月	休 会	議案調査
6月2日	火	休 会	議案調査 【議案質疑通告締切(午前中)】 【一般質問通告締切(午前中)】
6月3日	水	本 会 議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託
6月4日	木	休 会	議事整理 【議会運営委員会】
6月5日	金	休 会	常任委員会（総務・土木建設）
6月6日	土	休 会	
6月7日	日	休 会	
6月8日	月	休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
6月9日	火	休 会	議事整理
6月10日	水	休 会	議事整理
6月11日	木	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月12日	金	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問 【討論通告締切(午前中)】
6月13日	土	休 会	
6月14日	日	休 会	
6月15日	月	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問 【全員協議会】
6月16日	火	本 会 議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 （質疑・討論・採決 議案の一部） 議案上程・提案理由の説明 議案質疑・委員会付託 常任委員会（総務・文教厚生・土木建設）
6月17日	水	休 会	常任委員会（産業経済）
6月18日	木	休 会	議事整理
6月19日	金	本 会 議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 （質疑・討論・採決 議案の一部） 閉会

平成 2 1 年第 2 回
 笠間市議会定例会会議録 第 1 号

平成 2 1 年 5 月 2 9 日 午前 1 0 時 0 0 分開会

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	姥	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海	老	澤	勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小	園	江	一	三
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海	老	澤	勝	男

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	渡 邊 千 明 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	青 木 繁 君
総 務 部 長	小 松 崎 登 君
市 民 生 活 部 長	打 越 正 男 君
福 祉 部 長	岡 野 正 三 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	岡 井 俊 博 君
都 市 建 設 部 長	橋 本 雅 晴 君
上 下 水 道 部 長	大 和 田 俊 郎 君
教 育 次 長	深 澤 悌 二 君
消 防 長	杉 山 豊 君
会 計 管 理 者	光 又 千 尋 君
笠 間 支 所 長	藤 枝 勉 君
岩 間 支 所 長	横 田 文 夫 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	高 野 幸 洋
事 務 局 次 長	前 嶋 晃 司
次 長 補 佐	内 桶 秀 男
主 査	高 野 一
主 幹	川 野 輪 良 子
事 務 補	篠 崎 三 枝 子

議 事 日 程 第 1 号

平 成 2 1 年 5 月 2 9 日 (金 曜 日)

午 前 1 0 時 開 会

- 日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て
- 日 程 第 2 会 期 の 決 定 に つ い て
- 日 程 第 3 諸 般 の 報 告 に つ い て
- 日 程 第 4 請 願 陳 情 に つ い て

- 日程第5 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度笠間市一般会計補正予算(第8号)）
- 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)）
- 日程第7 議案第51号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第52号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第53号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第8 議案第54号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第9 議案第55号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第56号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第57号 笠間市税条例及び笠間市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第58号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第60号 平成21年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願陳情について
- 日程第5 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度笠間市一般会計補正予算（第8号））
- 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第7 議案第51号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第52号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第53号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第8 議案第54号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第9 議案第55号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第56号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第57号 笠間市税条例及び笠間市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第58号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第60号 平成21年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

午前10時00分開会

開会の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。
ご報告申し上げます。
ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第2回笠間市議会定例会を開会いたします。

市長あいさつ

議長（市村博之君） ここで、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 平成21年第2回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、あいさつと報告を申し上げたいと思います。

議員の皆様には、公私ともご多忙のところ、本日の定例会に出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速なんです。私から何点か報告をさせていただきたいと思います。

まず、新型インフルエンザについてであります。新型のインフルエンザがメキシコで発生し、4月27日にWHOが警戒レベル、フェーズ4としたため、市においても、4月28日に新型インフルエンザ対策本部を設置しました。副市長を中心とする新型インフルエンザ対策実施本部会議を4回開催し、対応マニュアルを作成し、対応しております。

現在は警戒レベル、フェーズ5となっており、関西を中心として感染者が多く出ておりますが、特に多く発生している神戸、大阪でも小中学校の休校を取りやめ、徐々に沈静化に向かっている状況でございます。

現在、市では、手洗いの慣行とあわせて、本所、支所、図書館、公民館等の公共施設に消毒液を設置し、感染予防に努めているところでございます。まだ県内での感染は確認されておりませんが、今後の状況を踏まえ、柔軟に対応してまいります。

次に、本年度の重要事務事業についてであります。特に少子化対策事業でありますかさまっ子プロジェクト、農業施策でありますクラフト農業プロジェクトを最重要事業に位置づけ、取り組んでおるところでございます。

かさまっ子プロジェクトについては、結婚支援として、大好きかさま結ネットが取り組む、笠間の特徴を生かした出会いパーティーの開催を6月と10月に予定しており、これらのパーティー開催などの支援を行います。

子育て支援としては、岩間子育て支援センターを昨年10月設置をいたしました。引き続き5月8日に笠間ショッピングセンター「ポレポレシティ」2階に笠間子育て支援センターを開設をいたしましたところでございます。現在、火、木、金曜日の週3回開設しており、1回に20組程度の親子が利用をしております。これらの地域子育て支援拠点を核として、子育て家庭の育児相談や情報提供などに努めてまいります。

また、健康支援としては、6月1日から「かさま健康ダイヤル24」事業をスタートさせ、電話による24時間年中無休体制での健康医療相談、医療機関情報提供などを行い、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。

次に、クラフト農業プロジェクトについては、まず、主要農産物生産振興支援事業ですが、JA茨城中央、県、市で構成する花き生産拡大推進委員会で、花きマイスターの「花の匠」として独自の認証により、新規生産者への技術支援などを行う制度を発足させました。市としては、この取り組みに対し支援を行っているところでございます。

果樹産地の強化を目指したクリ苗改植事業を現在進めておりますが、指定品種の選定を行い、8月ごろまでにクリ苗改植者を募り、実施をしてみたいと思います。

遊休農地緊急対策事業では、菜種による遊休農地解消の取り組みを下市毛地区内で行っており、現在、モデル事業として実施することで地元と協議を進めているところであります。

また、地産地消の取り組みとして、市内のレストランシェフが講師となって、地元の農産物を使った料理教室を行う地場農産物消費普及事業を、7月から行う予定になっております。

そのほか、学力向上を目的に、子どもたちの学びの機会づくりの一つとして実施する寺子屋事業につきましては、5月16日から開始をしております。この寺子屋事業は、毎週土曜日に2時間程度、笠間、友部、岩間のそれぞれ3公民館において、小学校5年生と6年生を対象に算数と国語を中心に学習指導を行うものでございます。現在、5年生が21名、6年生が16名の計37名が参加をしております。今後とも、PRをしながら、参加者を募っていきたく思っております。

青年海外派遣事業については、元気かさま応援基金を活用して行うものですが、行き先を中国の深圳と広州とし、学校が夏休み期間中の8月に実施することで進めております。高校生、大学生などから6名程度の募集を行い、体験学習を中心としたプログラムの海外派遣事業を行ってまいります。

また、6月1日から、パスポートの申請や受理を行う交付事務が市役所本所市民課でできるようになります。交付事務については、しっかりと務めてまいりたいと思っております。

次に、新しい経済対策であります。国の経済対策補正予算、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の額が、笠間市で4億5,200万円となっております。内容については、地球温暖化対策、安全・安心の実現、少子高齢化対策など、その地域に合った地域の活性化を目指した事業が対象となります。新たに、この経済対策に対応する事業の検討を進めているところでございます。

今回の国の経済対策補正予算については、この定例会に追加上程をしてみたいので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、定額給付金の支給状況であります。5月27日現在で2万7,084件、率にして92%の申請を受け付けし、給付については、6月10日に給付する予定でございますが、6月10日に給付しますと2万6,225件、約90%を振り込む予定でございます。

なお、口座振込が困難な方、208件ございますが、5月27日から本日まで本所、支所で現金の支給を行っております。

次に、平成20年1月に県から説明がありました県立友部病院の建てかえについてですが、平成23年4月の開院を目指し、本年8月中旬ごろから本体工事に着工するとの報告が茨城県病院局からございました。また、平成19年11月、病院建設に当たり、議会と市とで要望しておりました地場産の笠間焼とみかげ石の活用、さらには歴史的建造物の保存なども考慮されることとなったというご報告を受けております。

次に、提出議案等についてご説明申し上げます。

今回の提出議案は、笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを初めとする条例、その他選任、任命に関するもの9件、予算の補正に関するもの1件、諮問及び報告が合わせて7件であります。

一般会計補正予算についてであります。今回の補正予算におきましては、県補助金の補正のほか、諸収入の補正を行い、強い農業づくり交付金事業、地震防災マップの作成、木造住宅の耐震診断の予算措置をいたしました。2,945万9,000円の増額補正となり、この結果、補正後の一般会計予算総額は266億3,145万9,000円となります。

後ほど詳しく説明申し上げますので、何とぞ慎重なるご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。あいさつといたします。

開議の宣告

議長（市村博之君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番小磯節子君、2番石田安夫君を指名いたします。

会期の決定について

議長（市村博之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期につきましては、去る5月22日議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長からご報告をいただきたいと思っております。

委員長海老澤勝男君。

〔議会運営委員長 海老澤勝男君登壇〕

議会運営委員長（海老澤勝男君） 命によりまして、議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、5月22日午前10時から委員会室におきまして、平成21年第2回笠間市議定会期定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおりでございます。

本日から6月16日までの19日間といたしました。

初日の本日は、会期の決定、請願陳情の付託、議案等の説明を受けた後、議案の一部について質疑、討論、採決を行います。

6月1日、2日は議案調査のため休会とし、3日は議案質疑を行い、各常任委員会への付託になります。

4日は議事整理のため休会とし、5日と8日は休会とし、常任委員会を開催いたします。

9、10日は議事整理のため休会といたします。

11、12、15日の3日間が一般質問となります。

最終日の16日は、各委員会に付託されました議案等の審査結果を委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い、終了となります。

なお、初日において即決となります議案は、諮問第3号、報告第3号から第8号まで及び議案第51号から56号までとなります。

以上、報告いたします。

議長（市村博之君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり、本日から6月16日までの19日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から6

月16日までの19日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

諸般の報告について

議長（市村博之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、繰越明許費、継続費の通次繰越及び地方公営企業法第26条第1項の規定による予算の繰越、地方自治法第243条の3第2項の規定による財団法人笠間市開発公社及び笠間工芸の丘株式会社の経営状況についての書類が、「法令等に基づく報告事項」としてまとめて提出されましたので、既に議案とともに配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、別紙資料のとおりです。

請願陳情について

議長（市村博之君） 日程第4、請願陳情についてを議題といたします。

本日までに議会に提出された請願陳情については、文書表を付して、その写しをお手元に配付いたしております。この請願陳情については、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

議長（市村博之君） 日程第5、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 諮問第3号で提出しております人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名の方が人権擁護委員として活動されております。

本諮問は、前任者の任期満了に伴い、新たに鶴田亮子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしくお願いをいたします。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、諮問第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度笠間市一般会計補正予算（第8号））

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））

議長（市村博之君） 次に、日程第6、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）から、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））までの6件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第3号から第8号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した、笠間市税条例の一部を改正する条例、笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例、笠間市手数料条例の一部を改正する条例、平成20年度笠間市一般会計補正予算（第8号）、平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、各担当部長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長（小松崎 登君） それでは、報告第3号 専決処分の承認を求めることについてのご説明を申し上げたいと思います。

本専決処分は、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴う本市税条例の所要の改正について、平成21年4月1日及び平成21年6月4日より施行する必要があるため専決処分をするものでございます。

大変長い条文でございますので、報告第3号の資料、笠間市税条例改正概要で主な内容を説明したいと思います。

1ページの住民税の改正でございますけれども、公的年金等に係る所得に係る個人市民税の徴収方法の変更についてでございます。現行は、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割があった場合は、申し出がない限り、給与所得または公的年金等に係る特別徴収税額に加算して特別徴収をすることでございましたが、これを改正後、同様の場合、申し出がない限り、給与所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収するが、公的年金に係る特別徴収税額には加算しないとするものでございます。

すなわち、公的年金等は他の所得と合算しては特別徴収はしないという改正でございます。

次に、固定資産税の改正ですが、一つは、医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る非課税措置の拡充を図る改正をするものでございます。2ページの上段に記載してあります非課税対象法人等が追加されるものでございます。

二つ目は、社会医療法人が下段の事業の一つ以上を実施している場合において、救急医療等の確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置を創設したものでございます。

さらに、3番目といたしまして、3ページに記載してありますとおり、措置に対して課する固定資産税の負担調整措置を平成21年から平成23年まで3年間延長するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 報告第4号、笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

専決第8号、笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正でございます。

新旧対照表をお開き願いたいと思います。

第4条、国民健康保険の被保険者としなない者としたしまして、扶養義務者のない者の中に「小規模住宅型児童養育事業を行う者若しくは」が加えられました。

この小規模住宅型児童養育事業とは、改正児童福祉法により新たに国によって事業化されるファミリーホーム制度です。

以上で、笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の説明を終わらせていただきます。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

〔都市建設部長 橋本雅晴君登壇〕

都市建設部長（橋本雅晴君） それでは、報告第5号の笠間市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

改正の内容でございますが、平成21年4月1日からのまちづくり特例市の指定に伴い、茨城県から権限移譲された都市計画法第29条にかかわる開発行為で、面積が3,000平米を超える開発許可の申請について手数料を徴収する必要が生じたことから、改正を行うものでございます。

なお、手数料の額につきましては、茨城県が定めておりました金額と同額となっておりまして、別紙新旧対照表のとおり、用途と面積によりまして金額が異なっております。

以上で説明終わります。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長（小松崎 登君） それでは、報告第6号、平成20年度笠間市一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

平成21年3月31日付の補正予算書、1ページをお開きいただきたいと思います。3枚目になっているかと思います。

平成20年度笠間市一般会計補正予算（第8号）は、歳入額の確定や事業の確定に伴いまして、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ3,277万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ281億9,107万1,000円としたものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の繰越明許費の補正でございますが、市幹線道路整備事業友部1級12号線では252万円の繰越明許の追加を行い、既に繰越明許設定しておりました市道幹線道路整備事業南友部平町線では123万円を増額いたしまして、1億2,421万円に変更を行っております。

さらに、7ページをお開きいただきたいと思います。

7ページの第3表地方債補正でございますが、事業費の確定に伴いまして、それぞれ地方債の補正を行っているところでございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、1款市税、1項市民税、1目個人分では、個人市民税所得割で5,000万円を、2目の法人税では法人市民税法人割で1億2,400万円をそれぞれ増額しており、また、4項市たばこ税の現年課税分は658万円を減じているところでございます。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税は3,998万5,000円の増、2項の地方道路譲与税も425万2,000円の増でございます。

3款利子割交付金は652万3,000円、4款の配当割交付金は3,253万2,000円、5款株式等譲渡所得割交付金は1,719万4,000円、6款の地方消費税交付金は1,310万7,000円、それぞれ現下の経済状況を反映した結果、減額となっております。

7款のゴルフ場利用税交付金は820万6,000円の増ですが、8款自動車取得税交付金は1,170万2,000円の減額となっております。

12ページをお開きいただきたいと思います。

10款の地方交付税の2億3,769万4,000円の増は、地方交付税の額が確定したことによります合併包括算入分の減を見越して特別交付金は5億円を予算化しておりましたけれども、大幅な伸びが確定されたことによります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金の項の合計101万8,000円の減額は、2目の民生費国庫補助金の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で78万2,000円の増と、5目の土木費国庫補助金の地域住宅交付金180万円の減によるものでございます。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金の項の合計3億404万7,000円の減額は、1目の財政調整基金繰入金で1億9,168万7,000円の減、2目減債基金繰入金で1億円の減、7目の友部駅橋上化自由通路整備基金繰入金で1,236万円の減によるところでございます。

財政調整基金と減債基金からの繰入金については、平成20年度当初予算では合わせまして9億4,434万9,000円で繰入金を予定してスタートいたしましたが、最終補正によりまして繰り入れをしなくて済むような結果となったわけでございます。

20款諸収入、5項雑入の304万5,000円は、昨年度中に契約履行が不能となった業者からの契約違約金でございます。

21款市債、1項市債の項の合計417万円の減は、林道整備事業、市道幹線道路整備事業、岩間駅周辺整備事業の事業の確定によるものでございます。

続いて、歳出でございますけれども、14ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、15目基金費でございますが、歳入歳出の調整から財政調整基金に8,468万7,000円を積み立てるものでございます。

3款の民生費、1項社会福祉費は、財源組み替えによるものでございます。

4款衛生費、2項清掃費の2目塵芥処理費は、可燃ごみ袋等の販売額から諸経費を控除した部分をごみ減量化推進基金に885万円を積み増しするもので、4目のエコフロンティアかさま対策費1,650万円の減額は、福田地区の地域振興整備補助金の実績高に応じて減ずるものでございます。

5款の農林水産業費、2項林業費につきましては、財源の組み替えによるものでございます。

7款土木費、2項道路橋りょう費の項の合計160万円の減は、事業費の確定によるものでございます。

同じく、4項の都市計画費の項の合計2,176万円の減も、事業費の確定によるものでございます。

9款教育費、2項小学校費は、小学校の光熱水費の実績額から450万円を減ずるものでございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

12款諸支出金、1項公営企業費の2目の病院事業出資金は、項の合計で199万8,000円の減額ですが、これは、市立病院がインフルエンザ防護服の購入をするための補助金、エックス線透視撮影システム機導入に対する出資金を計上してございましたけれども、これらの導入に当たりまして、入札差金が生じたため、減額をするものでございます。

以上で、平成20年度笠間市一般会計補正予算（第8号）専決処分の内容の説明を終わります。

議長（市村博之君） 場内が蒸しております。上着を脱ぐことを許可いたします。

総務部長小松崎 登君。

総務部長（小松崎 登君） ただいまご説明した中で、13ページの21款市債の項の合計を「417万円」減と申しておりますけれども、「4,170万円」の減の誤りでございますので、おわび申し上げます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて、平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険税、負担金、交付金及び繰入金の年度末の見込みにより予

算措置の必要が生じたことにより、歳入予算額のうち、国民健康保険税7,790万8,000円、国庫支出金7,258万1,000円を減額し、療養給付費等交付金6,614万1,000円、繰入金8,434万8,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ79億361万9,000円とするものでございます。

歳入予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、6ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、1款国民健康保険税、1項、1目一般被保険者国民健康保険税7,433万6,000円及び2目退職被保険者等国民健康保険税357万2,000円、3款国庫支出金、1項、1目療養給付費等負担金7,258万1,000円をそれぞれ減額し、4款療養給付費等交付金、1項、1目療養給付費等交付金6,614万1,000円及び9款繰入金、2項、1目財政調整基金繰入金8,434万8,000円を増額するものでございます。

歳出につきましては、既定予算内での組み替えで対応させていただきました。

以上で、報告第7号の説明を終わらせていただきます。

議長（市村博之君） 上下水道部長大和田俊郎君。

〔上下水道部長 大和田俊郎君登壇〕

上下水道部長（大和田俊郎君） 報告第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

専決第7号の専決処分の理由でございますが、湖沼水質浄化下水道接続支援事業補助金及び下水施設の維持管理工事費が確定したため、不用額が生じたことにより減額補正するもので、平成21年3月31日に専決処分したものでございます。

平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の1ページをごらん願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,338万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,561万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

5ページをごらん願います。

歳入についてご説明申し上げます。

4款県支出金、1項県補助金、1目下水道事業費県補助金でございますが、湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金369万円の減額でございます。

次に、6款繰入金、2項基金繰入金、1目下水道事業基金繰入金でございますが、公共下水道事業基金繰入金969万円の減額で、歳入歳出の差を調整するものでございます。

次に、歳出でございますが、1款下水道費、1項下水道総務費、1目下水道総務費でございますが、湖沼水質浄化下水道接続支援事業補助金738万円の減額でございます。

続いて、2目下水道管理費でございますが、道路工事に伴うマンホールの修繕やかさ調

整など、維持管理に要する工事請負費600万円の減額でございます。

以上で、報告第8号の専決処分の承認を求めることについて説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより報告第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認するこ

とに決定しました。

次に、報告第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第51号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

議案第52号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

議案第53号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

議長（市村博之君） 日程第7、議案第51号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについてから議案第53号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについてまでの3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第51号から議案第53号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、新たに大関 馨氏、平山ふじ子氏、大月英明氏を笠間市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくお願いたします。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより議案第51号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第52号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第53号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第54号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

議長（市村博之君） 日程第8、議案第54号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第54号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本件は、笠間市教育委員会委員の中庭秀樹氏の任期満了に伴い、同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく願います。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第55号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

議長（市村博之君） 日程第9、議案第55号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第55号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市等公平委員会委員の眞木則雄氏の任期満了に伴い、同氏を再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項及び笠間市等公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくをお願いします。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、11時に再開いたします。

午前10時51分休憩

午前11時02分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第56号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第10、議案第56号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第56号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成21年5月1日に出された人事院勧告及び平成21年5月15日に出された茨城県人事委員会勧告を尊重し、同年6月に支給する期末勤勉手当の額を暫定的に減額するため所要の改正をするものであります。

詳細につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

〔市長公室長 青木 繁君登壇〕

市長公室長（青木 繁君） それでは、議案第56号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例は、5月1日に人事院より6月期の一時金の支給月数の一部を凍結する特例措置の勧告がなされたことから、それらを尊重し、改正するものであります。

詳細につきましては、新旧対照表を用いてご説明させていただきたいと思っております。

まず、笠間市職員の給与に関する条例の改正で、一般職の給与の改正でございます。

4ページをごらんください。

制定条例の附則に第12項を追加し、一般職の職員の本年6月支給の期末手当の支給月数を「100分の140」から「100分の125」へ、勤勉手当の支給月数を「100分の75」から「100分の70」へ、特定幹部職員である部課長の期末手当の支給月数を「100分の120」から「100分の110」へ、勤勉手当の支給月数を「100分の95」から「100分の85」へ引き下げるものであります。これにより、6月期の期末勤勉手当の合計支給月数は、100分の215から100分の195へ、100分の20が引き下がるものでございます。

今回の改正は、6月期の一時金の支給月数の一部を凍結する特例措置であるため、期末勤勉手当を規定する第20条及び第21条の本則を改正することなく、制定条例の附則に読み替え規定を追加する方法をとっております。

具体的には、新旧対照表の改正案の網かけ部分を附則において読み替えることとなります。

また、参考として、支給月数の一覧表を載せてございますので、参照いただきたいと思います。

続きまして、5ページになります。

笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の改正で、市長及び副市長の給与につきまして改正するもので、一般職の条例と同様に、制定条例の附則に新たな項として第6項を追加し、本年6月支給の期末手当の支給月数を「100分の160」から「100分の145」へ引き下げるものでございます。

この条例改正によりまして、議員の皆様がの期末手当につきましても、笠間市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条において、期末手当は市長等の例によると規定されておりますので、市長等の期末手当と同様に「100分の160」から「100分の145」へ引き下がることとなります。

続きまして、6ページ、笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例で、教育長の給与につきまして改正するものです。

まず、第3条の改正でございますが、市長等の期末手当の支給を規定しております笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例と同様の読み替え規定を整備しなければならないため、第3条において、改正案の下線部であります、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」と、読み替え規定を追加するものであります。

附則に第3項を追加するのは、第3条に追加した条文の網かけの部分であります。読み替えまして、本年6月支給の期末手当の支給月数を100分の15引き下げるためのものでございます。

以上で、議案第56号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 異議がありますので、討論を行います。

16番横倉きん君。

〔16番 横倉きん君登壇〕

16番（横倉きん君） 16番、日本共産党の横倉きんです。

議案第56号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

既に確定していた夏季一時金を急に減額することは、職員の期待を裏切るものです。また、引き下げは、公務員に与えるものばかりではなく、民間労働者にも悪影響を及ぼすもので、景気の悪化につながりかねません。

また、この条例は、市職員と特別職の職員、さらには教育長の三つの職種について一括提案されていることに大きな疑問を感じます。市職員の給与は、人事院の勧告が出された後、それを参考にして茨城県人事委員会が勧告を出し、その後職員団体との交渉を経て決定されるものだからです。これが、ストライキ権を剥奪されている公務員である市職員の給与決定のルールであります。

茨城県人事委員会は、今の段階では民間企業の調査すらしていません。このような状況の中で、公務員の給与は民間に比較して高いから引き下げるといふ国の言い分を一方的に受け入れ、6月のボーナスに反映するために5月に決定するのはルール違反です。もし高過ぎるといふのなら、きちんと県人事委員会が調査をして、その結果をもって引き下げるべきではないでしょうか。法を守るべき自治体が、公務員制度の原則を無視して引き下げるとしたら、拙速のそしりを免れません。

市職員と特別職の職員では、給与の体系も違います。給与の算出根拠も違います。その違いを無視して、同じ条例で一緒に一時金のカットを提案することは、おかしいのではないのでしょうか。私は、今度の市職員の一時金カットには反対です。もし下げるにしても、きちっとした調査に基づき、ルールにのっとるべきです。

特別職の職員の一時金のカットは、現在の不況下では、住民感情に合わせるためにもやむを得ないものと、この問題では賛成です。しかし、1条と2条、3条が一括提案されますので、反対をせざるを得ません。

議員各位におかれましては、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、討論を終わります。

議長（市村博之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第57号 笠間市税条例及び笠間市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例について

議長（市村博之君） 日程第11、議案第57号 笠間市税条例及び笠間市税条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第57号 笠間市税条例及び笠間市税条例の一部を改正する条
例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正をするものであ
ります。

詳細につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長（小松崎 登君） それでは、議案第57号 笠間市税条例及び笠間市税条例の
一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、所要の改正をするも
のでございます。

大変長い条文でございますので、議案第57号資料、笠間市税条例改正概要でご説明を申
上げたいと思います。

1ページの住民税の改正でございますが、第1点目としまして、個人住民税の住宅借入
金等の特別税額控除の創設でございます。

平成21年度、国の税制改正の中で、現下の経済金融情勢を踏まえ、景気回復の実現に資
する等の観点から、所得税の住宅ローン減税の延長拡充が行われてまいりましたが、さら
に住宅投資の促進効果を上げるため、個人住民税からの減税を行う制度の創設をするもの
でございます。

具体的には、所得税の住宅借入金等の特別控除の適用者に対しまして、①としまして、
所得税の住宅借入金等の特別控除可能額のうち所得税において控除されなかった額、②と
しまして、所得税の課税総所得金額等の額の5%の額、この額が9万7,500円を超える場
合は9万7,500円を限度ということで、そのいずれか小さい方の額を控除するものでござ
います。

この特例の期間ですが、平成21年度から平成25年度まで入居した者が対象ということで、
入居した年の翌年度から10年間、個人住民税が軽減されることとなります。

次に、2点目としまして、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設でございます。

今回の国の税制改正の中で、土地需要を喚起し、土地の流動化と有効活用を推進する観点から、土地の長期譲渡所得に係る1,000万円の特別控除を創設するものでございます。

具体的には、平成21年、22年度中に取得した土地を5年を超えて所有した上で譲渡した場合に、その譲渡所得から1,000万円を控除するというようなものでございます。有効期限が5年を超えるということでございますので、平成27年度以降の譲渡が対象となりまして、個人住民税の課税に影響が出るのは平成28年度以降となるということでございます。

次に、3点目でございますが、ただいま申しました土地税制の延長拡充に関しまして、優良住宅地の造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長でございます。

土地等の長期譲渡の譲渡益に係る地方税の税率につきましては、平成21年度まで譲渡益2,000万円以下の部分については県民税1.6%、市民税2.4%の軽減税率が適用されておりますけれども、これを平成26年までの5年間延長するものでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

次は、証券税制の改正でございます。

昨年の税制改正の中で、上場株式等の譲渡益並びに配当につきましては、平成20年度までの所得税7%、市民税1.8%、県民税1.2%、合わせまして10%の軽減税率を平成23年度までの3年間延長いたしまして、その後経過期間を設けずに平成24年度からは本則どおり20%を適用するという改正でございます。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第58号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第59号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第12、議案第58号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議案第59号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第58号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議案第59号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

これらの案件は、地方税法等の一部改正及び茨城県医療福祉対策実施要領の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

詳細につきましては、保健衛生部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。
議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第58号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法等の改正により、介護納付金課税額の課税限度額を改正するものでございます。

条例新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページをごらんいただきたいと思います。

第3条4項及び19条においては、介護納付金課税額の限度額が「9万円」から「10万円」に改正されるわけでございます。

次に、4ページをお開き願ひしたいと思います。

第19条2項、前年からの所得状況の著しい変化による減額を行わない条文を削り、5ページで、附則6項といたしまして、「上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例」及び7ページから8ページでございますが、附則10項といたしまして、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例」を加えまして、22年度分以降の個人住民税について、同一年度中に、または過去3年以内に生じた譲渡損失の金額と申告分離課税を選択した配当所得との間で損益通算を行うことが可能となります。

以上が、附則についての主な改正点でございます。こちらについては、順次適用ということになります。

施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用ということになります。

以上で、議案第58号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第59号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、茨城県医療福祉対策要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

笠間市医療福祉費支給に関する条例、新旧対照表によりご説明申し上げます。

3ページをお開き願ひしたいと思います。

その中の第2条、妊産婦の定義についてであります。現行の「妊娠の届出のあった日の属する月の初日」からを改正案の「妊娠の届出のあった者のうち、保険医療機関から別表第1に掲げる対象疾病と診断された日（当該診断された日が、当該届出の日以前である時は、当該届出のあった日。）に改正するものでございます。

また、同条3号、（ウ）の「別表第1」を「別表第2」に改め、同じく同条第4号、ア

の中で、「別表第2」を「別表第3」に改めるものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

医療福祉費の支給に関して、対象者が妊産婦である場合にあっては、別表第1に掲げる疾病に規定する改正でございます。

5ページでございます。

別表第1では、疾病についての1の妊娠高血圧症候群から6の切迫早産の妊娠に影響する疾病及び7の妊娠中に発生した医療を要する疾病で医師が特に必要と認めた疾病として定めております。

附則としまして、この条例は平成21年7月1日から施行するものであります。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第60号 平成21年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

議長（市村博之君） 日程第13、議案第60号 平成21年度笠間市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第60号 平成21年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本案は、地震防災マップ作成業務等の実施に伴い、平成21年度笠間市一般会計予算の補正をするものであります。

内容につきましては、総務部長より説明させますので、よろしく願います。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長（小松崎 登君） それでは、議案第60号 平成21年度笠間市一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

平成21年度笠間市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,945万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ266億3,145万9,000円とするものでございます。

まず、歳入についてでございますが、7ページをお開きいただきたいと思います。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の687万7,000円でございますが、これにつきましては強い農業づくりの交付金でございます。

6目で土木費県補助金は、地震防災マップ作成費の補助金600万円と木造住宅の耐震診

断費補助金45万円でございます。

3項の委託金の1目総務費委託金につきましては、経済センサス委託金を67万4,000円減額するものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金の1目財政調整基金繰入金は、今回の補正によります一般財源の不足額1,374万6,000円を繰り入れるものでございます。

20款諸収入、5項雑入、4目雑入では、スポーツ振興くじ助成金で300万円、木造住宅耐震診断の個人負担分で6万円を補正したものでございます。

続いて、歳出でございますけれども、8ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費の6目の企画費でございますけれども、消耗品費を減額しまして、同額を緊急雇用創出事業の委託料に組み替えをするものでございます。

5項の統計調査費、2目指定統計費は、歳入の経済センサス委託金が67万4,000円減額したことに対応いたしまして、歳出も各節で減額をするものでございます。

5款の農林水産業費、1項農業費の3目農業振興費の1,057万3,000円の増でございますが、これにつきましては飼料用稲を収穫する専用機械を導入するための補助金でございます。

7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費の696万円の増は、耐震化促進計画とあわせて作成する地震防災マップの作成委託料と、住宅耐震診断士の診断委託料を計上したものでございます。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費1,220万円の増は、本年度当初予算で計上漏れがあったため、消防職員の時間外勤務手当を補正するものでございます。

6款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費40万円の増は、マラソン大会で今後継続して使用していくための横断幕や看板等を実行委員会が作成するための補助金でございます。

以上で、平成21年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

ここで、保健衛生部長仲村 洋君より補足説明の申し出がございます。許可いたします。

保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 先ほど議案第58号のご説明申し上げました中で、施行期日でございますが、「平成20年4月1日」から適用ということで申し上げましたが、「平成21年の4月1日」でございますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は6月3日に開きますので、ご参集ください。
大変ご苦労さまでした。

午前11時31分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署 名 議 員 小 磯 節 子

署 名 議 員 石 田 安 夫